

白岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び 白岡市監査委員条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

- (1) 第1条関係（白岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

引用条項の改正に伴う所要の文言整理を行う。

- (2) 第2条関係（白岡市監査委員条例の一部改正）

引用条項の改正に伴う所要の文言整理を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日